

性能評価手数料一覧(令和元年10月1日受付より)

建築基準法施行規則第11条の2の3、第3項第四号、別表第2に定められた額になります。

【構造安全性能評価】

(消費税は非課税)

評価項目	床面積	手数料 (円)
■法第20条第1項第一号 ■法第20条第1項第二号ロ ■法第20条第1項第三号ロ ■法第20条第1項第四号ロ の認定に係る評価	床面積の合計が500㎡以内のもの	510,000
	床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	820,000
	床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1,230,000
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,530,000
	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	2,050,000
(備考) 既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとします。 ただし、当該変更が軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、上記の手数料の十分の一の額とします。		

【建築材料性能評価】

(消費税は非課税)

国土交通省告示千百六十四号(平成27年12月1日)に定められた試験立ち会い及び実地確認費用が①基本手数料に加算されます。

評価項目	手数料 (円)
■法第37条第二号の認定に係る評価	
① 基本手数料(試験立ち会い及び実地確認が無い場合を含む)	330,000
②国土交通省告示千百六十四号に定められた加算額(重点確認対象者以外)	
1)「試験立ち会い」	+470,000
2)「実地確認」	+470,000
3)「試験立ち会い」及び「実地確認」の両方実施	+840,000

注1) 1製品に対して複数の工場の試験立ち会いあるいは実地確認がある場合は、別途ご相談下さい

注2) 外国の工場の試験立ち会いあるいは実地確認がある場合は、別途料金となります

注3) 重点確認対象者の場合は、別途料金となります